

中種子町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 3 月
中種子町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

本町においては、平成31年4月から3年間、「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、県教委、市町村教育委員会が、「在校等時間の上限に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

中種子町の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていただけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して本県の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」（以下「規則」という）を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、留守番電話の導入による電話対応時間の設定や部活動休養日の設定など、業務改善に効果のある取組を推進するほか、管理職研修会において協議を実施するなど、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、会議の効率化、行事や業務の精選など、退庁時間を意識した取組が進んでいる一方、いまだ月45時間を超える教職員が一部存在していることや、校種や職種によって差が見られることから、課題に応じた更なる取組が必要であると考えています。

本町における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の校種別・職種別割合は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合		月80時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
校長	15%	100%	1%	33%
教頭	75%	100%	6%	50%
教諭	6%	35%	0%	1%

時間外の在校等時間が月45時間を上回る教職員の割合は、小学校管理職15～20%、中学校管理職100%、小学校教諭6%、中学校教諭35%となっています。アクションプラン策定前と比べると改善が見られますが、依然として45時間を超える教職員が一部存在しています。さらに、月80時間を上回る割合については、小学校で1割未満、中学校では管理職が3～5割、その他が1割未満になっています。校種や職種によっても差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にします。
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を29時間程度にします。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を360時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。
【令和6年度：11.9日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者割合を8%まで減少させます。
【令和7年度：9.6%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とします。
【令和7年度：74】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
（「3分類」①関係）
 - ・ 町内学校の解錠時刻を7：30以降と定め、各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
 - ・ 学校運営協議会や地域PTAなどを通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進します。
 - ・ 各校区におけるスクールガードリーダーの活動を定期的実施し登下校の様子について各校の管理職と連携を図ります。
- (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や少年補導員等が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- (ロ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 学校給食無償化の手続きを進め、給食費学校徴収を行いません。
 - ・ PTA会費等の学校徴収金について、銀行口座振替で一括管理できるよう支援します。
- (ハ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動推進員が中心となって連絡調整を行います。
 - ・ 地域学校協働活動推進員と学校との連絡調整にあたる役割を、教頭以外にも分担します。
- (ニ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。

- ・ 全ての小中学校に留守番電話を設置し、時間外の教職員による対応を原則行いません。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
 - ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦、⑧関係）
 - ・ 令和9年度までに、町教育委員会と町役場広報係において外部委託を行い、ホームページの共通テンプレートを作成し、全ての学校に提供します。
 - ・ ICTトラブルに対応する相談窓口を外部委託するとともにICT支援員を配置し、教職員の負担を軽減します。
- (ウ) 施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 校庭・体育館等の地域開放施設の管理業務について、利用者が直接利用料を町教育委員会に納入する仕組みを整えます。
- (エ) 校舎の解錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・ 特定の職員に集中することがないように、業務の効率化を推進します。
- (オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）
 - ・ 児童生徒の休み時間における見守りの負担が軽減されるように分担を進めます。
 - ・ 児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成し、各学校に提供します。
- (カ) 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・ 週あたりの清掃回数や清掃範囲を見直します。
- (キ) 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 原則として、平日2時間週4回以内と土曜日3時間と活動時間を定めます。
 - ・ 令和10年度中に、原則、全ての部活動を地域展開します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・ すべての学校において食に関する指導をできるように栄養教諭の兼務手続きを進めます。
- (イ) 授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・ teams等を活用して教材の共有を進め、授業準備にかかる負担を軽減します。
- (ウ) 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・ 校務支援システムを活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- (エ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・ 地域・保護者・地域団体との協働体制を構築する支援を行います。
- (オ) 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
 - ・ 就職先に関する情報収集等について、担当者だけでなく校内での分担を進めます。
- (カ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の積極的活用を進め、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
 - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携・協働を進め、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
 - ・ 特別支援教育支援員等の派遣を拡充します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。
特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業に基づいた校内研修を令和8年度中に域内全小中義務教育学校で実施します。
- ・ デジタル技術の活用により校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応業務等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を把握し改善します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を勧奨します。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を、町教育委員会学校教育課と設定し、周知します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会の設置及び協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。